

令和6年6月4日
旭川開発建設部

特殊車両の取締りを行いました(今年度1回目)

～違反車両の運転手に対して指導を実施～

旭川開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両(一定の重さ・大きさを超える大型車両)の取締りを行いました。

取締りに対象とした車両を計測したところ、1台で違反が確認されたため、当該車両の運転手に対し、指導を実施しました。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路附属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」(※)に基づき、違反者対策の強化を進めています。

旭川開発建設部では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締りを進めていきます。

記

- 1 実施日時 令和6年5月28日(火) 13:30～15:30
- 2 実施場所 一般国道39号 愛別車両計測所(上川郡愛別町字中央:別紙参照)
- 3 取締結果 違反車両 1台
(違反の内容) 許可証不携帯 1台
(指導の内容) 警告書交付 1台

【道路管理者からのお願い】

特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行許可制度への一層のご理解とご協力をお願いするとともに、申請手続きについてはお気軽に申請窓口(札幌開発建設部:011-611-4160)までご相談ください。

(※)「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部
公物管理課 課長 田村 和美 (0166-32-2072)
上席専門官 松田 和正 (0166-32-4592)

旭川開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/as/>

旭川開発建設部公式 Twitter アカount @mlit_hkd_as



●実施場所

愛別車両計測所(上川郡愛別町字中央)



出典:国土地理院WEB

STOP!
無許可
運行

特殊車両の通行には 許可が必要です!!

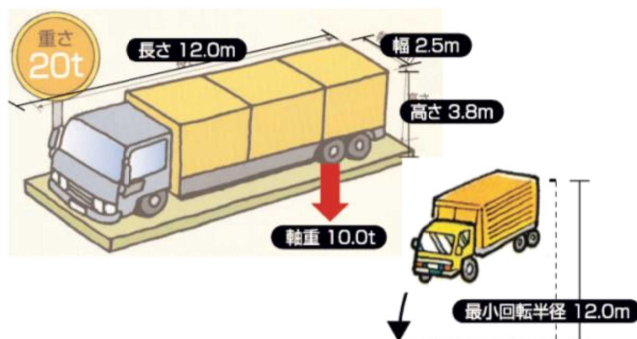
ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。



特殊車両通行許可制度とは?

道路はみんなの財産です。最近、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており**道路が壊される**事故が増えています。せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さをこえる車(特殊車両)を通行させるときは、**道路管理者の許可**を受けるように、**道路法**で定められています。

下記の基準値をひとつでも超えると「特殊車両」です。



みんなの道路が悲鳴をあげています!

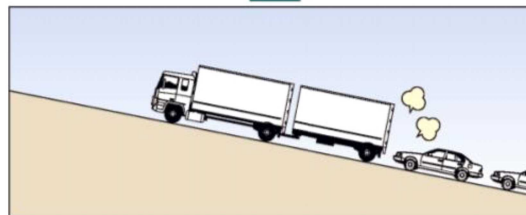
道路を傷つける原因のひとつとして、**無許可や通行条件違反で通行**することがあげられます。ルール無視の車両が、**道路や橋に与える影響は多大**です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。**ルールを守った運行**で、道路への悪影響を最小限に抑えましょう。

重量オーバーはこんな問題を起こします。

橋が傷んでいます。



円滑な交通の流れを妨げています。



ひび割れや
わだちなどの発生。



特殊車両 通行**確認**制度 運用開始



無料でお試し検索!

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ

HIDO 特車



で検索!

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ



TEL 0120-161-948



国土交通省

特殊車両通行の手続きは 早い・簡単・便利な 通行確認制度で！



(X運輸会社 A様)

急な輸送依頼にも
対応できるので、
荷主様にも大変
喜ばれています。

オンラインシステムは
操作も簡単だし、自動
で経路検索してくれる
ので助かります。



(Y建設会社 B様)

／こんな場合に特におすすめ！／

■ 固定ルートで途中に積込・積卸地点が多い

→2地点双方向2経路検索+ **追加経路**

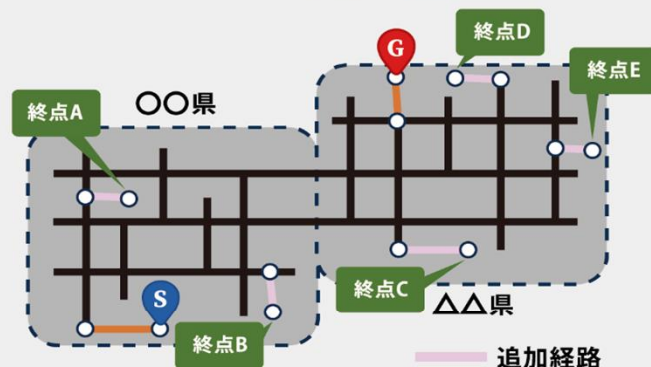


元経路(S-G間主経路／代替経路の往復)にA-B間往復及びC-D間往復を追加した場合、許可制度の手数料は1,600円なのに対し、確認制度の手数料は1,000円！

取得済み経路に新たな積込・積卸地点を追加経路で結び、通行可能経路を取得

■ スポット的な依頼、急な依頼が多い

→都道府県検索+ **追加経路**



元経路(S-G間往復)に新たにS-A, S-B, S-C, S-D, S-E間の経路が必要となった場合、許可制度の手数料2,400円に対し、確認制度は1,300円！

急な依頼でも都道府県検索で面的に経路を取得し、必要に応じて追加経路でラストマイル取得

利用者様の声を取り入れて使いやすくなりました

- リフトアクスルトレーラの高速道路の経路確認が可能に！
- 路線名称を正しく表示させることにより通行経路が把握しやすさUP！
- 走行時に携行が必要な回答書一式の文書量を削減！
- スマホ・タブレット画面でも回答書一式を表示することが可能に！
- 令和6年春に対象経路を約16,000km拡大予定！(今後も対象経路を拡大していきます)

今後も使いやすいシステムに改善していきます！